

雲南市下熊谷交流センター利用許可申請書

施設管理者

令和 年 月 日

下熊谷ふれあい会会長 様

(申請人)

住 所

次のとおり雲南市下熊谷交流センターを利用したく申請します。なお、利用にあたっては、「雲南市木次就業改善センター条例」及び「雲南市木次町地域福祉サブセンターの設置及び管理に関する条例」の規定を守ります。

団 体 名

利用責任者

電 話 番 号

* 太枠内に記入してください。

利 用 日 時	令 和 年 月 日 曜 日		
利 用 目 的			
利 用 人 員	人	営利・非営利の別	営利 ・ 非営利
利 用 す る 部 屋	利 用 時 間	利 用 料 内 訳	
多 目 的 ホ ー ル	: ~ :	円× 時間	円
1 階 和 室 (さ くら)	: ~ :	円× 時間	円
1 階 和 室 (つ つ じ)	: ~ :	円× 時間	円
研 修 室	: ~ :	円× 時間	円
教 養 娯 楽 室	: ~ :	円× 時間	円
相 談 室	: ~ :	円× 時間	円
農 業 指 導 室	: ~ :	円× 時間	円
施設使用料減免事由		小 計	円
減額 ・ 免除		減免等 (%)	円
【事由】		合 計	円

※雲南市後援・共催による減免の場合は、証明できる書類（チラシ等）を提出ください。

※営利を目的として使用するときは、使用料を2倍とします。

※市外の方が利用するときは、使用料を2倍とします。なお、市内に住所または事務所のない者がその2分の1を超えるときは、市外の方が利用するものとみなします。

※営利目的で市外の方が利用するときは、使用料を3倍とします。

利用時間の中には、準備・片付けも含まれます。

施設利用料金は利用3日前までに現金にて納付ください。

地域自主組織 下熊谷ふれあい会
下熊谷交流センター

☎699-1333 島根県雲南市木次町下熊谷1096-1

TEL・FAX(0854)42-5351 E-mail : shimok-c@bs.kkm.ne.jp

事 務 処 理 欄		現金 ・ 振込	取扱者
		/	

